

平成 28 年 4 月 11 日  
近検協第 27-077 号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 27 年度 3 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、3 月度の受付台数は 16,960 台で本年度累計は 155,724 台となり、前年同月比 105.3%、前年度累計比は 101.1%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期報告制度の改正について

(1) 大阪府建築基準法施行細則の一部改正について

平成 28 年 6 月 1 日の法改正に併せ、大阪府建築基準法施行細則の一部が下記のとおり改正される予定です。

今回の定期報告制度の見直しは大阪府内の 18 特定行政庁で、定期報告対象建築物等を統一して指定することとしています。

■定期報告対象の昇降機、準用工作物（大阪府建築基準法施行細則改正後）

- ・エレベーター（労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 6 号に規定するもの又は籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）
- ・エスカレーター
- ・小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50cm 以上高いものを除く。）
- ・乗用エレベーターで観光のためのもの(政令第 138 条第 2 項第 1 号に規定するものに限る。)
- ・エスカレーターで観光のためのもの(政令第 138 条第 2 項第 1 号に規定するものに限る。)
- ・遊戯施設（政令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定するものに限る。)

(2) 現資格者（番号）による定期検査の有効期間について

下記のとおり定期検査日が 6 月 1 日以降については、現資格者（番号）は無効であり、定期検査の実施及び報告はできません。

検査日・報告日の関係	現資格者（番号）	新資格者（番号）
検査日・報告日がいずれも 6 月 1 日より前の場合	有効	無効
検査日が 6 月 1 日より前で、かつ、報告日が 6 月 1 日以降の場合	有効	無効
検査日・報告日がいずれも 6 月 1 日以降の場合	無効	有効

(3) 報告書の様式変更について

法改正に伴い報告書の様式も一部変更されます。

各社様に送付いたします 9 月基準月の報告書用紙は新様式で送付いたしますので、ご承知置きください。

以上